

## 函館市 高校－企業連携バンク事業実施要領

### 1 目的

本事業は、函館市内に所在する高等学校等（以下「市内高校等」という。）が実施するキャリア教育を趣旨とする授業等に協力が可能な市内事業所（函館市内に就業場所を有する事業所をいう。以下同じ。）の協力内容をあらかじめ函館市（以下「市」という。）が集約して公表し、市内高校等からの要請に応じて市が仲介し実施することをもって、生徒の職業観の醸成等に貢献するとともに、市内事業所の業務内容や特色、魅力等を生徒に発信し、地域の将来を担う人材の地元定着を図ることを目的として実施する。

### 2 実施方法

#### (1) コンテンツの登録申請

市内高校等が実施するキャリア教育を趣旨とする授業等に協力が可能な内容（以下「コンテンツ」という。）を有し、登録を希望する市内事業所は、市の募集に応じ、別紙様式第1号から第5号によりコンテンツの登録を申請する。

#### (2) コンテンツの登録および公表

市は、前号の登録申請があった場合、そのコンテンツの審査を行い、本事業の趣旨に沿うと認められるものについて登録を決定し、市ホームページ等で公表する。

#### (3) 実施依頼

市内高校等は、実施を希望する登録コンテンツについて、別紙様式第6号により市に実施の仲介を依頼する。

#### (4) 実施の仲介

前号の依頼を受けた市は、実施する市内事業所と市内高校等の日程その他を調整し、実施の可否等について双方に通知する。

#### (5) 実施報告

前号の仲介を経てコンテンツを実施した市内事業所は、別紙様式第7号により市に実施状況を報告する。ただし、担当者の同行等により市が実施状況を確認している場合は、当該報告を省略することができるものとする。

### 3 実施経費

市内事業所は、原則として無償で登録コンテンツを実施するものとする。ただし、市内高校等が実施経費の負担を承諾する場合は、この限りでない。

### 4 コンテンツの区分

コンテンツの区分は、次のとおりとする。

#### (1) 企業講話

市内事業所が生徒に対し業務内容や社会において担う役割等に係る講話を行うものをいう。

#### (2) 職場見学

生徒が市内事業所を訪問し、事業活動の見学や会社説明の聴講を行うものをいう。

#### (3) 調査・研究

生徒が校内活動において実施する各種調査・研究に対し、市内事業所が業務上の知見を活かして指導・監修役として協力するものをいう。

(4) 商品開発

生徒のアイデアに基づく新商品の開発・製造または既存商品の改良等を市内事業所の指導により共同で実施するものをいう。

(5) その他

前各号に掲げるもののほか、生徒の職業観の醸成に資するもの等、キャリア教育の一環として実施するものをいう。

## 5 コンテンツの更新

市内事業所は、登録されたコンテンツに変更が生じた場合、随時、別紙様式第1号から第5号により市に再登録を申請するものとする。また、市は、コンテンツを登録した市内事業所に対し、年1回程度、更新の有無について照会するものとする。

## 6 市内事業所の注意事項

- (1) 事業の趣旨を踏まえ、生徒の職業観の醸成等に資する内容としてコンテンツを企画および実施すること。
- (2) 業務体験を伴うコンテンツの実施にあたっては、実施中に事故および災害が発生しないように安全確保に万全を期すこと。
- (3) 実施にあたり取得する生徒の個人情報が必要最小限に止めるとともに、取得した個人情報を第三者に漏らさないこと。
- (4) 市および市内高校等との連携および相互協力により実施すること。

## 7 市内高校等（生徒）の注意事項

- (1) 市内事業所の指導・監修のもとで実施するコンテンツにあつては、当該市内事業所の指示等を踏まえた進行に協力すること。
- (2) 市内事業所を訪問する際には、職場の風紀、秩序維持に努めること。
- (3) コンテンツの実施を通じて知り得た秘密事項は、第三者に漏らさないこと。
- (4) 市および市内事業所との連携および相互協力により実施すること。

## 8 その他

この要領に定めのない事項については、市およびコンテンツを実施する市内高校等ならびに市内事業所の間で別途協議する。

## 9 実施期日

この要領は、令和7年10月2日から実施する。